十八	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録	イ　抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録にあっては、令第四十四条第一項各号に掲げる登事項 ロ　根抵当権の処分の登録にあっては、令第四十四条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登事項 ハ　一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権設定の登録をした後、同一の債権の一又は二以上の債権について他の一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の処分の登録をする場合には、当該抵当権に係る貯留権の登録の記号及び目録番号） (1)　許可貯留区域 (2)　貯留権に係る貯留事業の概要 (3)　順位事項 ニ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ホ　一の根抵当権を目的とする根抵当権の設定の登録をした後、同一の根抵当権を目的とする根抵当権の処分の登録をする場合には、民法第三百九十八条の十六第二項において準用する同法第三百九十八条第一項の規定により当該根抵当権に係る貯留権の登録の記号及び目録番号） (1)　許可貯留区域 (2)　貯留権に係る貯留事業の概要 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	登録原因を証する書面

十九	民法第三百九十三条の規定による代位の登録	イ　弁済を受けた貯留権、当該貯留権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ　抵当権（根抵当権を除く。）の登録にあっては、令第四十四条第一項各号に掲げる登事項 ハ　根抵当権の登録にあっては、令第四十四条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項	登録原因を証する書面
二十	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録	イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額 ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登録されているときは、その定め ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	登録原因を証する書面
二十一	民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条第一項の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）		民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面
二十二	民法第三百九十八条の二十第一項第三号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）		民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百八十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定において準用する催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百五十五条（同条による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面	